

静岡県公立大学法人

令和4事業年度 年度計画

令和4年3月

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

(7) 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

- ・全学共通科目運営部会において、全学共通科目の重要性・継続性と課題を共有し、教養教育における各学部による協力体制の充実に向けて継続して検討を進める。
- ・授業評価アンケートや履修登録者の動向から学生のニーズを把握し、魅力ある科目の配置などを見直しを検討するとともに、全学共通科目の履修を通して世界の多様な文化への学生の理解が深まるよう啓発を進める。

(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

a 学士課程

[薬学部]

- ・薬科学科独自の専門性の高い教育を実践する。低学年次から学生の研究に対するモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上を図るため、2年次に研究室での研究を体験するラボ訪問・研究体験を継続実施する。(薬科学科)
- ・薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した講義・実習・演習を行い、より体系的な薬学専門教育を実践する。低学年次から学生の研究に対するモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上を図るため、2年次のラボ訪問・研究体験を継続実施する。(薬学科)

(No.2)

[食品栄養科学部]

- ・「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」の活用状況を調査し、内容の見直しを継続して行う。(栄養生命科学科)
- ・文部科学省の認定制度「数理・データサイエンス・AI」(応用基礎)に即した授業科目を開講し、AIと管理栄養士のダブルメジャーを有する人材育成、地域課題の背景にあるデータを収集し、AIを活用することによって課題解決を図ることができる人材育成を目指す。(栄養生命科学科)
- ・食品衛生管理者・食品衛生監視員養成については、年度初めにガイダンスで取得すべき単位を確認するとともに、養成開始年度の入学生が3年次となることに合わせ、3年次に配当されている科目の履修を確実に進める。(栄養生命科学科、環境生命科学科)
- ・3年次からの研究室配属を継続し、卒業研究の質的向上を図る。令和3年度に行った卒業研究発表会におけるルーブリック表を用いた評価を再点検し、改良していくことにより、卒業研究の質的向上を図る。

(No.3)

[国際関係学部]

- ・新カリキュラムの初年度入学生が4年次となることに合わせ、各プログラム専門科目及び演習での教育に加え、卒業研究への取組が円滑に行われるようにする。また、専門プログラム、演習及び卒業研究におけるルーブリック表の活用を開始する。

(No.4)

[経営情報学部]

- ・グループディスカッション等を通じ、教員と学生、学生同士のコミュニケーションを深めるとともに、地域の経営者等との交流を通じ、気付きを養う授業を展開していく。
- ・ゼミ活動では、先行研究や実地調査等を通じ、学生が観光に対する基本的な考え方の修得に加え、SDGs等の社会問題に理解を深められるような教育を実施する。

(No.5)

- ・令和3年度に引き続き、経営、総合政策、データサイエンス、観光の4メジャー制を軸とする新カリキュラムを学生に提供する。新カリキュラムの最初の学生が卒業するに当たって、卒業研究指導やメジャーの認定など、円滑な学びと卒業認定に尽力する。
- ・新カリキュラムの策定のため、カリキュラム構想委員会を設置し、経営情報学部での学びの将来像について検討する。

(No.6)

[看護学部]

- ・令和4年4月から開始する新カリキュラムを適切に運用する。また、保健師選抜制の具体的な運用方法の検討を行う。さらに、旧カリキュラムの評価を継続する。

(No.7)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・静岡県の産業と福利の発展を支える研究領域に着目し、セミナー、特別講義、共同研究、国際学会などへ参加を通じて国内外の優れた研究及び研究者に接する機会を拡充し、学際的に活躍できる人材の育成を図る。(学府)
- ・高度な専門教育を実践する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬科学専攻)
- ・薬学的観点から臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、薬物療法研修会、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬学専攻)
- ・学際的な薬食研究を指向した特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬食生命科学専攻)
- ・令和4年4月から開始する栄養教諭及び理科教諭専修免許状取得のためのカリキュラムを適切に運用するとともに、講義の準備などを令和3年度に引き続き行う。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・対面又はオンラインによる講演会を実施し、大学院生が国内外の優れた研究に触れる機会を提供する。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)

(No.8)

[国際関係学研究科]

- ・新設の研究科質保証委員会を中心として、国際関係学専攻、比較文化専攻の両専攻名とカリキュラム体系との整合性を再点検する。また、専攻長を中心として専攻ごとに大学院生が一堂に会する会合を導入する。
- ・令和4年4月入学生からコースワーク・ルーブリック表を用いた新しい学習成果の指標を導入し、教育改善につなげる。
- ・国際的教育・研究環境の整備及び対面授業の再開に伴い、大学院生研究室を拡充し、外国人留学生と日本人学生が交流できるスペースを新設する。

(No.9)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・令和3年度に引き続き、経営、公共政策、情報、観光の4分野における高度な能力を有し

地域に貢献しうる人材育成に努める。オンライン講義の利便性と、対面による学びの利点のバランスを取り、特に社会人学生が学びやすく、かつ内容の充実した教育体制について検討する。

(No.10)

[看護学研究科]

- ・「特定行為に係る看護師の研修制度」による看護師特定行為研修を引き続き実施する。
- ・完成年度を迎える博士後期課程のカリキュラム評価の準備に取り組む。
- ・令和4年4月から開始する助産師養成課程(助産学課程)の新カリキュラムの運用に取り組む。

(No.11)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

<一般教育>

- ・将来構想とリンクさせて全学の教養科目に欠けている分野並びに現短大部及び新学部に必要なと思われる分野の検討を引き続き行うとともに、教員補充について再度調整を行う。

(No.12)

<専門基礎教育・専門教育>

- ・令和4年4月から開始する新カリキュラムにおける実践実習に関して、Ⅰ期・Ⅱ期のシミュレーション教育の充実及びⅢ期の臨床現場における実践をシームレスに遂行できるよう、さらにⅢ期の症例発表会では、根拠に基づく論理的思考及び議論する力と症例検討に不可欠なプレゼンテーション能力を修得できるよう、少人数形式(ゼミナール形式)で症例ごとのきめ細かな個別指導を図る。(歯科衛生学科)
- ・社会福祉士、保育士及び介護福祉士の養成教育において、福祉職としての倫理観や科学的思考力、判断力を培うため、静岡県社会福祉士会、静岡県介護福祉士会、県内福祉施設・機関等と連携して専門職を講師として招き、実習指導などにおいて実践的な教育を実施する。(社会福祉学科)
- ・フィールドワークや現場の保育者による講義等、保育者養成教育の充実を図る。(こども学科)

(No.13)

(ウ) 国家試験等への対応

- ・第107回薬剤師国家試験(令和4年2月実施)の内容を精査し、教育内容の検証を行う。
- ・模擬試験での成績不良者に対しては、基礎学力を向上させるための補講を実施し、学生の学力レベルの底上げを図る。(薬学部薬学科)

<数値目標>

薬剤師国家試験

新卒者の合格率90%の維持

(薬学部薬学科)

(No.14)

- ・管理栄養士国家試験関連科目の講義の工夫をするとともに、模擬試験の実施など国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書に沿った学習の実行に向けて個別指導を強化する。

<数値目標>

管理栄養士国家試験

新卒者の合格率100%の維持

(食品栄養科学部栄養生命科学科)

(No.15)

- ・看護師、保健師、助産師の国家試験合格に向けて模擬試験を行い、成績が低迷する学生には個別支援を行う。また、最新情報を含めた国家試験対策セミナーを行う。

〈数値目標〉

看護師国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

保健師国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(看護学部看護学科)

助産師国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(看護学研究科)

(No.16)

- ・国家試験準備カリキュラムや国家試験模擬試験などの実施により、歯科衛生士国家試験対策の充実を図る。(歯科衛生学科)
- ・模擬試験の結果を踏まえたきめ細やかな指導を実施するなど、介護福祉士国家試験の合格に向けた学習支援の充実を図る。(社会福祉学科介護福祉専攻)

〈数値目標〉

歯科衛生士国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(歯科衛生学科)

介護福祉士国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(社会福祉学科介護福祉専攻)

(No.17)

- ・開設4年度目となる高等学校教諭1種免許状(理科)において新たに開設される「教育育実践に関する科目」(「教育実習Ⅰ及びⅡ」)及び「教職実践演習」を開講し、教員としての高い専門性と実践的指導力を有する教員養成を引き続き行う。(食品生命科学科、環境生命科学科)
- ・保育士を志望する学生が保育士資格を確実に取得できるよう、実習指導者とチューター、教務委員、学生委員が連携して指導力を高める。(短期大学部社会福祉学科)
- ・コロナ禍であっても、質を落とさず保育者養成教育が実施できるように努める。教員間の連携に基づく細やかな指導を引き続き行う。(短期大学部こども学科)

(No.18)

(I) 成績評価

- ・シラバスへの記載内容と記載方法を学生に分かりやすく明示するため、引き続き検討を進め、「シラバス作成のためのガイドライン」の見直しを図る。また、シラバス様式が変更される場合は、全学部で情報を共有し、シラバス記載項目について確認する。
- ・令和4年度入学生から、卒業研究をCAP制の対象にする。その旨を履修要項に記載し、教務ガイダンスで説明し周知する。(国際関係学部)
- ・令和4年度入学生より新CAP制を導入し、より厳格な学習指導を行う。(経営情報学部)

(No.19)

イ 特色ある教育の推進

- ・しずおか学の履修状況を確認し、開講日時の調整及びニーズに応えた授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、ふじのくに学の円滑な履修及び科目提供を継続的に実施する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を本学学生が履修できる体制を維持する。

(No.20)

- ・TOEIC L&R 団体受験を令和3年度に継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Test を含むスピーキングテストの授業内外での更なる実施拡大の可能性を検討する。
- ・一部の英語科目について、海外の学生との交流を目的とした COIL 授業の実施を更に推進する。
- ・オンライン及び現地での短期海外英語研修プログラムの実施を検討し、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・ポートランド州立大学(米国)、オレゴン健康科学大学(米国)、ドルノゴビ県医科大学(モンゴル)、コンケン大学(タイ国)との COIL 授業を通じて、英語による看護教育を実施する。

(No.21)

- ・新カリキュラム開始後3年間に実施した英語教育(課題解決型授業を含む)の内容、効果、課題について、到達目標を含めて総合的に検討し、改善する。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合(※)

800点以上の学生が10%以上

730点以上の学生が15%以上

600点以上の学生が50%以上

※ 目標スコアを達成した国際関係学部2年次学生数/国際関係学部2年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

- ・複数の学部、研究科(院)で協力した全学共通科目の運営を継続する。
- ・学部間で連携して、学生から求められる教養教育の内容を精査するとともに充実させる。

(No.23)

ウ 多様な教育方法の拡充

(ア) 静岡県立大学(学士課程)、静岡県立大学短期大学部

- ・学部の教育で初年次教育や遠隔講義も含めたアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を引き続き実施する。
- ・各学部及び全学教務委員会において、初年次教育やアクティブ・ラーニングの実施状況の調査及び実施効果の検討を行い、教育内容の拡充につなげる。
- ・外部組織と連携し、特別講師として産業、行政、医療、教育などの専門職業人による講義を実施する。
- ・静岡大学との単位互換について、全学教務委員会で実施状況を報告し、大学間協力を推進する。
- ・学生の意欲的・主体的な学修のため、アクティブ・ラーニング等の多様な教育方法の導入・改善に向けた検討を引き続き実施する。(短期大学部)

(No.24)

【再掲】

- ・しずおか学の履修状況を確認し、開講日時の調整及びニーズに応えた授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、ふじのくに学の円滑な履修及び科目提供

を継続的に実施する。

- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を本学学生が履修できる体制を維持する。

(No.20)

(イ) 静岡県立大学（大学院課程）

- ・「健康イノベーション教育プログラム」では、社会人受講生と学生が共に学ぶことにより、大学での学修及び社会人生涯学習を連動させる。
- ・自然科学と人文科学両分野における静岡地域に関連する講義を継続して開講し、履修を促す。
- ・静岡大学大学院、東海大学大学院との一層の大学間協力を推進し、単位互換科目に関する詳細内容を学生に伝え、受講を促す。
- ・他大学との単位互換を通じて多様な学習機会を提供する。
- ・各業界から登用する講師の活用やインターンシップの拡充を図ることにより、学生のキャリアパスを支援する。

(No.25)

(ウ) インターネット教育

- ・オンライン授業に対応できる環境を整え、薬学部、薬食生命科学総合学府、国際関係学部及び看護学部の専門科目等において、インターネットを活用した遠隔教育を継続して行う。

(No.26)

(2) 入学者受入れ

- ・オープンキャンパスやイベントの開催、情報発信を効果的に実施し、志願者数向上のための改善を図る。
- ・大学院説明会を開催し、他大学及び社会人、海外からの志願者の増加を図る。また、志願者数の増加及び社会人大学院生・留学生を確保するために、積極的な広報活動を展開する。
(薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻)
- ・内部からの大学院進学を促すとともに、社会人や海外からの大学院生を確保するための効果的な大学院説明会の在り方を検討する。また、大学院ホームページの英語版を充実させ、海外からの留学志願者にPRする。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・志願者数向上に向けて、学部の広報及び入試方法の改善を含めて具体的検討を継続する。
(国際関係学部)
- ・観光出前授業や高校教員との意見交換会を行うことにより、観光分野を中心に本学での学びの特色等について積極的に情報発信する。また、賀茂地域での中高生向けワークショップを引き続き行う。(経営情報学部)
- ・観光分野の博士前期課程志願者の確保に向け、引き続き地方自治体等に積極的に働き掛けていくほか、社会人講座を通じた情報発信に努める。あわせてツーリズム研究センターのホームページやパンフレットを改訂し、情報発信の強化に努める。(経営情報イノベーション研究科)
- ・募集要項やホームページへの掲載内容を充実させることにより、情報発信を強化し、外国人留学生の確保に努める。(経営情報イノベーション研究科)
- ・オープンキャンパスを中心に入学者選抜方法、教育方法、長期履修制度などの広報を行い、入学者確保対策を行う。(看護学部、看護学研究科)
- ・入学定員数の在り方について、引き続き検討を行う。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻、看護学研究科)

- ・オープンキャンパスの実施や模擬講義の動画公開など、志願者数増加のための効果的な方法を検討する。また、各選抜での志願者動向を分析した上で、高校訪問等を実施し、定員充足を図る。(短期大学部)

(数値目標)

大学院入学定員充足率(大学院全体)

修士/博士前期課程 100%

博士/博士後期課程 100%

(No.27)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、引き続き、オープンキャンパス・各種説明会・個別相談会・高校訪問・大学見学等の実施について、オンライン活用と対面実施それぞれの利点を活かした実施方法を検討し、効果的で安全に実施する。
- ・高校生や保護者・高校教員に伝わりやすい動画などのコンテンツ作成に努める。また、広報・企画室と連携し、県外への効果的な広報活動について検討する。
- ・進学相談会や入試説明会、高校訪問等を継続し、認知度向上を図る。また、オンライン広報を活用し、本学ホームページへ誘導するなどオープンキャンパスや個別相談会等に向けた入試広報の強化を図る。(短期大学部)

(No.28)

- ・令和6年度実施の大学入学者選抜の個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目等を決定し公表するとともに、広く県内外の高校生や高校教員等に周知できるよう、各種説明会や相談会等での広報活動に注力する。
- ・高大接続改革の目的に沿った対応のため、選抜種別間での募集人員の変更や、一般選抜における試験実施方法の詳細について検討を行う。(短期大学部)

(No.29)

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・全学教務委員会で、学部間及び短期大学部との協力状況を報告し、教員の相互協力を推進する。
- ・令和4年度入学者に対し、入学時のオリエンテーション等の機会を通じて長期履修制度に関する理解を促し、有効な活用を説明していく。令和5年度募集要項にも長期履修制度に関して詳しく記載し、志願者の増加につなげていく。
- ・社会や地域のニーズに応える短期大学部の将来構想について検討を行い、学内及び関係機関との調整を進める。

(No.30)

- ・照明機器のLED化を進める。
- ・身障者用駐車場棟からのアプローチについて、スロープの勾配の緩和、幅員の確保など質の高いユニバーサル化を図る。
- ・設備の現状を把握し、設備更新計画を随時見直す。(短期大学部)

(No.31)

- ・全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・FD委員会のほか、全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ、展示を

行う。(短期大学部)

(No.32)

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・学内の情報基盤である学内ネットワークシステムを更新し、学内ネットワーク環境の改善を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔授業に対応した教育環境を整備するとともに、引き続き遠隔授業や Web 会議等に必要なオンラインサービスの提供や機材の貸出しを行う。

(No.33)

イ 教育力の向上

- ・教育の内部質保証について、大学質保証委員会、部局質保証委員会及び短期大学部質保証委員会にて自己点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に取り組む。

(No.34)

- ・各学部、研究科の FD 委員会で効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画する。
- ・全学、各学部の FD 委員会において、部局間の情報交換・共有を図り、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の推進を図る。
- ・メール送信やチラシ配布などにより FD 研修への教員の積極的な参加を呼び掛けるとともに、FD 研修の参加率を把握し、その向上に取り組む。

〈数値目標〉

FD 研修参加率 (※) 75%以上 (年度)

※ 年に 1 回以上 FD 研修に参加した教員数/全教員数

(No.35)

- ・学生による授業評価や教員相互授業評価を実施し、その結果に基づき授業形態や授業方法を検討することで、より質の高い教育への改善に取り組む。
- ・学生による授業評価アンケートを実施し、結果のフィードバックを行う。コロナ禍で実施できなかった学生との意見交換会又はアンケートを実施し、教育活動の改善に取り組む。
- ・オンライン開催も含めた高校訪問、ホームカミングデイ及び就職先による評価の実施を検討し、教育に対する意見を収集する。
- ・部局質保証委員会を中心に、大学基準協会から提示されている大学基準の点検・評価項目への対応を継続して実施する。
- ・内部質保証の取組として、卒業研究ルーブリック、ディプロマポリシー・ルーブリック、卒業時アンケートを試行し、令和 5 年度からの正式運用に向けて実施方法等を確定する。

(国際関係学部)

- ・大学院教育の質の向上を目指すため、令和 3 年度に本年度取り入れたルーブリック表による評価の検証、再実施を行い、大学院教育内容の改善に努める。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・部局質保証委員会において、PDCA サイクルを機能させるための自己点検・評価の実施体制を検討し、教育の質の向上を図る。

(No.36)

(4) 学生への支援

- ・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くことができるよう、対面での意見交換会の設

定やオンライン入力フォームでの学生からの意見聴取を継続する。クラブ・サークルの学生や留学生との意見交換を定期的で開催し、学生の交流にも考慮した学習環境の改善に取り組む。

- ・新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行い、安心して大学に登校できる体制を整える。
- ・学生への食事の場の提供や憩いの場としての活用のため、学生ホールや食堂のリニューアルに向けた取組を行う。
- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図り、学部・大学院への通知や奨学金の案内を学生が情報を得やすいよう Web 学生サービス支援システムを利用して積極的に奨学金への応募を促す。また、各種財団や企業等へ訪問するなど、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・おおぞら基金への寄附を充実するため、インターネットによる寄附申し込みを可能とし、基金を活用した学生支援を実施する。あわせて、特定基金を利用した学生支援も実施する。
- ・静岡県の困窮学生支援一時金を活用して、学生の修学支援を行う。
- ・開学記念行事など同窓会連合会にも声掛けなどをすることで参加を促し、今後卒業生のネットワーク構築の基礎を作る。
- ・学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして目安箱を継続設置し、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。(短期大学部)

(No.37)

- ・学生の心身の健康状態について、健康支援センターや他部局と守秘義務を遵守した情報共有を適時実施し、学生個々の到達目標に合わせた健康支援を行う。
- ・障害や慢性疾患のために修学に際して特別な配慮を希望する学生の相談に応じ、各部局と連携して必要な支援や合理的配慮の提供をコーディネートする。
- ・学生の心身の健康保持・増進に関するニーズに沿った健康支援のほか、健康講座や障害学生支援の理解を深めるための講演会を各部局と連携を取りながら開催する。
- ・学生の傷病の応急処置・メンタルヘルスへの対応や感染予防対策を行う。また、ウィズコロナの学生生活における衛生指導、健康増進等に取り組む。
- ・学生の健康診断に対応し、要再検査・要受診者に対して生活指導・受診勧奨を行う。

(No.38)

【再掲】

- ・全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・FD 委員会のほか、全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

- ・留学生ガイダンス、カンバセーションパートナー制度、留学生交流会を実施するとともに、地域や他の機関との連携を図り、内容を留学生に周知する。また、留学生と日本人学生が対話できる場所や時間を作り、留学生支援を充実させる。
- ・また、卒業後の留学生ネットワークを充実させるため、卒業する留学生の連絡先を把握し、本学のメーリングリストを作成する。

(No.39)

- ・就活スケジュールの変動に対応できるよう、低学年から参加できるキャリア・就活講座の充実を図るとともに、観光マネジメント分野の進路先調査等、就活に関する情報の収集・提供を行う。

- ・キャリアアドバイザーによる個別相談を対面、オンラインで実施する。
- ・卒業生との協力の機会を増やし、連携体制を整える。
- ・産業界（企業）と連携して、各業界について勉強する機会を学生に提供する。
- ・地（知）の拠点として、地域志向研究プロジェクトに学生を主体的に参画させる取組を推進し、県内企業の魅力と課題分析の視点を醸成する。
- ・優良な県内企業を紹介する説明会を企画し、学生に県内企業の魅力を伝える取組を行う。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 大学、大学院全体 100%
(No.40)

- ・キャリア支援センターによる全学科を対象としたガイダンスやセミナー等を開催する。また、公務員受験希望者に対し、外部講師を招き公務員講座をより充実させる。(短期大学部)
- ・各チューター教員や外部講師と連携を図り、就職活動への支援を充実させる。また、Web面談への対応の充実化や進路に関するガイダンス動画を作成する。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 短期大学部 100%
(No.41)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

(7) 静岡県立大学

[薬学部・薬学研究院]

- ・生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防及び診断に関する研究並びに創薬及び育薬につながる研究を推進し、その研究成果を国内外の学会や査読のある国際的な学術誌で発表する。

(No.42)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院]

- ・令和3年度に引き続き、「食品の安全性及び機能性」に関する研究、「食と健康」及び「環境と健康」に関する分子からヒト個体及び集団のレベルまでの研究を推進する。

(No.43)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・アジア及び欧米を中心とした国際関係の研究・教育活動を引き続き行う。
- ・多文化共生を視野に入れ、各国の社会・文化・言語の研究を進め、日本国内における多文化共生の推進に向けた学際的な研究を進め、その成果を社会へ広く発信する。

(No.44)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・令和3年度に引き続き、経営、公共政策、情報、観光の4分野における研究成果や高度な知見を、社会人講座などの機会を通じて地域に還元していく。

(No.45)

[看護学部、看護学研究科]

- ・リカレント教育事業として、看護師特定行為研修を継続するとともに、「看護研究」の基礎セミナー・統計セミナーを企画・実施する。
- ・静岡県内の看護師特定行為研修指導体制強化への貢献として、本学が連携する特定行為研

修協力施設が実施する「看護師特定行為研修指導者講習会」に講師を派遣する。

(No.46)

[学際的研究、グローバル地域センター]

- ・より充実した「茶学」の教育を実施するため、実際に茶を淹れる等の実践的な内容を盛り込む。また、世界お茶まつりに参画して、これまでの成果を公開する。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、静岡県や地域産業と連携しながら学際的研究事業に取り組む。
- ・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」部門において、「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」に関する調査研究（第2期）、寧波大学（中国）との学術交流、国際セミナー、フォーラムの開催等に取り組む。
- ・「危機管理」部門では、静岡県の喫緊の課題である危機管理体制の整備に関する調査・研究を継続し、県への提言や成果の情報発信等に取り組む。
- ・「地震予知」部門は、令和4年度から「自然災害研究」部門へ改組し、従来の地震予知に関する調査研究を拡充し、県民の安全・安心に資する自然災害全般に関する調査研究に取り組む。

(No.47)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・令和3年度に引き続き、静岡県歯科医師会との新たな研究計画を遂行し、分析結果の成果報告を行う。（歯科衛生学科）
- ・人々の生活の質の向上に向け、地域で起きている様々な問題について、保健・医療、福祉の連携の下、現場の専門職と共に支援の内容や方法を検討する。（社会福祉学科）
- ・各個人の研究成果を地域の幼児教育に反映させるとともに、共同研究の継続を図る。（こども学科）

(No.48)

イ 研究成果の活用・発信

- ・知的財産権の保護と活用を適切に進めるため、発明委員会を原則毎月開催する。
- ・学生及び教職員を対象とした知的財産権に係る講座を開催する。

(No.49)

- ・地域における中核的な学術研究推進拠点として、各種技術展への参加等を通じて研究成果を国内外に発信する。
- ・シーズ集を発行し、企業や関係機関に配布することで、研究シーズを積極的に情報発信する。
- ・ふじのくに発イノベーション推進機構として、これまで構築した学術情報基盤などを通じ、研究シーズ探索のための情報を発信する。
- ・教員著作図書の収集や機関リポジトリの整備・充実等により、本学の研究成果の蓄積と発信を進める。
- ・第27回静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、防災等安全の観点からも健康・長寿に関する研究成果や学術情報の蓄積、地域社会への還元、情報発信を行う。
- ・公開講座やUSフォーラムにより、本学の研究成果や学術情報を公開する。

(No.50)

(2) 研究の実施体制等

- ・USフォーラムにおける発表を通じて研究水準の向上を図る。

- ・各教員から教員活動実績報告書の提出を受け、前年度の教育研究活動の状況を確認するとともに、教員活動評価学長表彰を行うことにより、教員の士気向上を図る。
- ・科学研究費助成金を獲得するための申請方法等の説明会を実施する。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、静岡県や地域産業との連携しながら、学際的研究事業に取り組む。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
 - ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持
- (No.51)

- ・各種公募に関する情報の学内への提供や企業・関係機関へのシーズ集配布を通じた研究シーズの情報発信などに引き続き取り組む。
- ・静岡県が進める各種プロジェクトに中核連携機関として参画し、産学官連携による共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- ・第27回静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、防災等安全の観点からも健康・長寿に関する研究成果を発信するなど国内外の研究者とのネットワーク形成を推進する。

(No.52)

- ・先進的な研究を進めるために必要な機器の整備を図る。

(No.53)

【再掲】

- ・全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・FD委員会のほか、全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・静岡市地域共生センター「みなくる」や協定締結市町等の地域の関係機関と連携し、地域づくり、健康増進イベント、講演会等を開催することにより、全学的な地域貢献活動を発展的に継続する。

(No.54)

- ・全学共通科目にSDGsに関する科目を追加するとともに、県内高校のSDGsに係る教育活動と連携するなど、SDGsの考え方を積極的に学内外に情報発信することにより、地域社会と問題意識を共有し、連携を進める。
- ・静岡市をはじめとする県内自治体や静岡銀行等の金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・賀茂地域においては、令和3年度の事業を更に推進し地域貢献に寄与するとともに、同地域における本学のプレゼンス向上に努める。
- ・賀茂地域以外の地域においては、賀茂地域での成功事例を基に、静岡県の関係部署と連携して地域貢献を推進する。

- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

- ・静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会を、常葉大学及び静岡英和学院大学と共に開催する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内高等教育機関等との連携事業に参加し、学术交流・連携、職員交流等を一層深める。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携して、デジタルコンテンツを構築することにより、地域社会に還元する。
- ・オンラインも活用した高大連携出張講義を実施できるよう、実施要項を見直し、幅広いネットワークを活用した遠隔教育を引き続き行う。
- ・高校生の探究活動を支援するための協定を結んだ高校に対して、引き続き支援を行う。

(No.56)

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・公開講座を本学ウェブサイトへの掲載、ポスター掲示、リーフレット等を通じて広く県民に周知する。
- ・社会人聴講生の制度を本学ウェブサイト、静岡県広報誌等を通じて広く県民に周知する。
- ・薬草園の見学会や講演会の開催等により、広く県民に周知する。対面での開催が困難な場合は、代替措置として、薬草園動画のオンデマンド視聴による見学会を実施する。
- ・令和3年度の社会人学習講座の開講状況の分析や令和2年度から開始したオンライン講座の質の向上に取り組むことにより、受講者がより満足でき、地域や社会のリカレント教育のニーズに応えることができる質の高い講座を提供する。
- ・ツーリズム研究センターでは、令和3年度に引き続き、時勢に合ったテーマでの講座を開講し、地域の方々の関心を高め、観光事業への参考となる情報を提供していく。
- ・看護実践教育研究センターでは、地域貢献事業として、中高年女性の健康支援プログラムと健康長寿支援プログラムを企画・実施する。
- ・フーズヘルスケアプロジェクト推進事業による人材育成の一環として、教育プログラムを開講する。
- ・図書館ではコロナ禍に配慮した「オープンライブラリー」を継続し、学外者が図書館施設を学習等に利活用できるような環境を整える。
- ・地域の児童・生徒の幅広い分野の知的関心と学習意欲を喚起するため、オープンキャンパスで模擬授業を実施する。また、大学祭の実施に合わせ実施していた模擬授業等について、コロナ禍でも可能な形態を検討する。
- ・卒業生に対する資格取得のための社会福祉士国家試験受験対策講座や、地域や社会のリカレント教育のニーズに応えることができる質の高い講座を提供する。(短期大学部)
- ・社会人専門講座として HPS 養成講座を開講する。(短期大学部)

(数値目標)

公開講座受講者数

延べ1,800人以上の維持(年度)

社会人向け学習講座受講者の満足度（※）

80%以上の維持（年度）

※ アンケート調査（5段階評価）において、満足度を上位2段階のいずれかに回答した参加者の全参加者に占める割合

（No.57）

- ・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」部門において、「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」に関する調査研究（第2期）、寧波大学（中国）との学術交流、国際セミナー、フォーラムの開催等に取り組む。
- ・「危機管理」部門では、静岡県の喫緊の課題である危機管理体制の整備に関する調査・研究を継続し、県への提言や成果の情報発信等に取り組む。
- ・「地震予知」部門は、令和4年度から「自然災害研究」部門へ改組し、従来の地震予知に関する調査研究を拡充し、県民の安全・安心に資する自然災害全般に関する調査研究に取り組む。また、研究成果の情報発信と社会還元を図るため、公開講座等の開催に取り組む。

（No.58）

【再掲】

- ・静岡市地域共生センター「みなくる」や協定締結市町等の地域の関係機関と連携し、地域づくり、健康増進イベント、講演会等を開催することにより、全学的な地域貢献活動を発展的に継続する。

（No.54）

【再掲】

- ・全学共通科目にSDGsに関する科目を追加するとともに、県内高校のSDGsに係る教育活動と連携するなど、SDGsの考え方を積極的に学内外に情報発信することにより、地域社会と問題意識を共有し、連携を進める。
- ・静岡市をはじめとする県内自治体や静岡銀行等の金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・賀茂地域においては、令和3年度の事業を更に推進し地域貢献に寄与するとともに、同地域における本学のプレゼンス向上に努める。
- ・賀茂地域以外の地域においては、賀茂地域での成功事例を基に、静岡県の関係部署と連携して地域貢献を推進する。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・本学教員の静岡県の各種審議会、委員会等への参画や、静岡県における諸課題の解決に向けた積極的な研究活動などを通じ、県施策の推進に寄与する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。（短期大学部）

（No.55）

(3) 地域社会への学生の参画

- ・地域活動をはじめとした社会貢献活動への学生の取組を支援する。
- ・地域における社会貢献活動の中核となる人材（コミュニティフェローや社会人フェロー）の育成に積極的に取り組む。
- ・おおぞら基金を通じて、地域活動への支援を行う。
- ・ボランティアの情報提供など、学生の地域貢献活動に対して引き続き支援し、参加を促す。

(短期大学部)

(No.59)

【再掲】

- ・ 随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くことができるよう、対面での意見交換会の設定やオンライン入力フォームでの学生からの意見聴取を継続する。クラブ・サークルの学生や留学生との意見交換を定期的に行い、学生の交流にも考慮した学習環境の改善に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行い、安心して大学に登校できる体制を整える。
- ・ 学生への食事の場の提供や憩いの場としての活用のため、学生ホールや食堂のリニューアルに向けた取組を行う。
- ・ 学生への奨学金制度の案内の充実を図り、学部・大学院への通知や奨学金の案内を学生が情報を得やすいよう Web 学生サービス支援システムを利用して積極的に奨学金への応募を促す。また、各種財団や企業等へ訪問するなど、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・ おおぞら基金への寄附を充実するため、インターネットによる寄附申し込みを可能とし、基金を活用した学生支援を実施する。あわせて、特定基金を利用した学生支援も実施する。
- ・ 静岡県の困窮学生支援一時金を活用して、学生の修学支援を行う。
- ・ 開学記念行事など同窓会連合会にも声掛けなどをすることで参加を促し、今後卒業生のネットワーク構築の基礎を作る。
- ・ 学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして目安箱を継続設置し、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。(短期大学部)

(No.37)

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・ 地（知）の拠点として構築した地域志向研究の支援体制を更に充実するとともに、地域貢献に対する教職員の意識向上を図る。
- ・ 地域を意識した情報発信や展示等の受入れにより、教職員の地域貢献に対する意識を向上させる。(短期大学部)

(No.60)

- ・ 薬草園において、経年劣化した施設の修繕を行い、継続的に機能維持を図る。

(No.61)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル人材の育成

- ・ 留学生の確保・育成に関する取組方針について検討するため、情報収集を継続する。
- ・ 対面及びオンラインでの留学生向けオープンキャンパス実施、国や静岡県の国際交流事業への参加等を通じて、留学生確保に取り組む。
- ・ 国際的なインターネット遠隔教育及び遠隔の学生との交流を推進する。
- ・ 留学生の満足度を測るアンケートを実施する。
- ・ 海外留学セミナーを開催し、在学中の留学計画作成を支援する。
- ・ 交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を継続するとともに、授業やワークショップ等を通して、留学に関する情報提供及び意識醸成並びに交流の促進を図る。
- ・ 語学留学説明会を複数回実施し、留学への促進を図る。
- ・ 県立中央図書館跡地利用について情報収集を進める。

- ・令和4年4月から混住型国際学生寮「富学寮」の供用を開始し、本学学生と交換留学生等が相互理解を育み国際交流を図る場を提供する。
- ・新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、東南アジアにおける日本留学フェアや日中大学フェア&フォーラムに参加するなど本学に関する情報を世界に向けて発信するとともに、世界主要国の主要大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。

〈数値目標〉

留学生への満足度アンケート(※)

70%の維持(年度)

※ 留学生へのアンケート調査(5段階評価)において、本学への留学に対する満足度を上位2段階のいずれかに回答した者の全留学生に占める割合

海外派遣参加学生人数(交換留学生・語学留学生)

第2期中期計画期間の年度平均人数以上の維持(年度)

(No.62)

- ・海外留学オンラインカウンセリング制度を継続する。
- ・日本学生支援機構(JASSO)の海外留学支援制度(協定派遣)を活用し、留学に係る費用の一部を奨学金等として支援する。
- ・JASSOの留学生借り上げ宿舎支援事業を活用し、本学で受け入れる交換留学生のホームステイを支援する。
- ・選択英語科目を中心に、COIL活動を推進する。
- ・言語コミュニケーション研究センターと国際交流室が連携して、よりきめ細やかに留学に関する個別相談に応じる。
- ・海外で開催される国際学会に参加し、発表する大学院生に対する支援を行う。
- ・オンラインも含め、双方向性・多様性があり、かつ一貫性のある新たな語学研修プログラムの構築を検討する。

(No.63)

【再掲】

- ・TOEIC L&R 団体受験を令和3年度に継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Testを含むスピーキングテストの授業内外での更なる実施拡大の可能性を検討する。
- ・一部の英語科目について、海外の学生との交流を目的としたCOIL授業の実施を更に推進する。
- ・オンライン及び現地での短期海外英語研修プログラムの実施を検討し、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・ポートランド州立大学(米国)、オレゴン健康科学大学(米国)、ドルノゴビ県医科大学(モンゴル)、コンケン大学(タイ国)とのCOIL授業を通じて、英語による看護教育を実施する。

(No.21)

【再掲】

- ・新カリキュラム開始後3年間に実施した英語教育(課題解決型授業を含む)の内容、効果、課題について、到達目標を含めて総合的に検討し、改善する。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合(※)

800点以上の学生が10%以上

730点以上の学生が15%以上

600 点以上の学生が 50%以上

※ 目標スコアを達成した国際関係学部 2 年次学生数/国際関係学部 2 年次全学生数 (休学者を除く。)

(No.22)

【再掲】

・オンライン授業に対応できる環境を整え、薬学部、薬食生命科学総合学府、国際関係学部及び看護学部の専門科目等において、インターネットを活用した遠隔教育を継続して行う。

(No.26)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・海外協定校との交流事業に対する予算支援を継続する。海外協定校との教員交換を推進し、情報交換や特別講義等を通じて、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。特に緊密な関係を有する協定校については、教員・学生の交換等の交流や語学研修派遣を積極的に推進する。渡航が難しい場合はオンラインでの実施も検討する。
- ・海外協定校との協定更新により継続的な交流を図る。また、将来的な交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・大邱保健大学校との大学間交流をオンラインも活用し、継続して行う。(短期大学部)

(No.64)

- ・教員に対する海外への学外研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。
- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。
- ・海外からの研究者等の滞在に関する支援において、住まいや研究室を用意するなど、引き続き利便性の向上を図る。
- ・国や地方公共団体等が主催する海外訪問団・研修団・視察団などの募集情報を学生ポータルサイト等で周知し、学生の積極的な応募を支援する。
- ・海外からの研究者に対して、茶の教育・共同研究を継続する。

(数値目標)

国際的なシンポジウム等への海外研究者等参加者数 75 人以上の維持 (年度)

(No.65)

【再掲】

・オンライン授業に対応できる環境を整え、薬学部、薬食生命科学総合学府、国際関係学部及び看護学部の専門科目等において、インターネットを活用した遠隔教育を継続して行う。

(No.26)

(3) グローバル化の推進体制整備

・平成 29 年度に策定した国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針に基づき、具体的な実行計画を策定し、計画に基づき実行する。

(No.66)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・法人の意思決定を戦略的かつ円滑に行うため、定期的に役員会を開催する。
- ・他大学の各種データを収集・比較・分析することで本学の特徴を把握し、大学運営に活用する。

(No.67)

- ・他大学との連携・協働に引き続き取り組む。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおける情報交換を通じて、連携策の情報収集や検討を進める。
- ・理事長（学長）と副学長、各部局長などとの意見交換を継続し、その議論を踏まえ必要な検討を進める。

(No.68)

- ・事務局組織の改編に伴い、事務内容を点検し、事務の効率化を図る。
- ・効率的な事務局運営を図るため、法人固有事務職員の異動の時期を引き続き検証する。
- ・大学運営会議において、感染症対策に関する情報等を共有し、意見交換を通じた教職員間の連携に取り組む。
- ・システムの利便性の向上及び決算事務に向けた効率化のため、新財務システムのカスタマイズの検討を継続する。

(No.69)

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・教員評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル研修）の検証を引き続き行うとともに、任用制度や人事制度等の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を図る。
- ・令和3年度までの採用実績等を踏まえ、法人固有事務職員の採用を計画的に進める。
- ・意欲と能力の向上などを図るため、法人固有事務職員の評価制度の導入を検討する。

(No.70)

イ 職員の能力開発

- ・事務局職員人材育成方針に基づき、能力開発に必要となる研修を適切な時期・内容で実施する。
- ・法人固有事務職員については、外部研修を活用し、大学事務に精通した職員の育成を行うとともに、他大学職員との連携を図る。
- ・公立大学協会、全国公立短期大学協会等を通じ、他大学の研修実施状況に関する情報を収集する。

(No.71)

(3) コンプライアンスの強化

- ・学内外の講習会や研究会、説明会等を活用し、教職員に対し引き続きコンプライアンス意識（個人情報の管理及び情報漏えいリスク管理を含む。）の向上及び徹底を図る。
- ・補助金等会計の適正な執行のため、会計の諸規定の確認を徹底するとともに、執行状況を的確に把握する。

(No.72)

- ・過去に行った監事や会計監査人の監査等の結果を踏まえ、内部監査の項目、実施方法等を

検討し、より効果的な監査を行う。

(No.73)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入等の確保

- ・科学研究費補助金、受託研究、共同研究等の外部資金の確保に向け、制度の紹介や申請方法に関する学内説明会を実施するなど、全教員に対し、外部資金の獲得に向けた取組を促す。
- ・奨学寄附金については、寄附者の理解を得るために大学の教育研究活動のPRを進めながら寄附金の確保を図る。
- ・おおぞら基金への寄附拡大のため、新たにインターネットによる寄附申込みを導入し、また本学広報誌の配布時に案内をするなど、寄附者への周知を図る。
- ・施設利用料の形骸化が考えられることから、他大学、類似施設を検証し、利用料の見直しを検討する。

(No.74)

【再掲】

- ・USフォーラムにおける発表を通じて研究水準の向上を図る。
- ・各教員から教員活動実績報告書の提出を受け、前年度の教育研究活動の状況を確認するとともに、教員活動評価学長表彰を行うことにより、教員の士気向上を図る。
- ・科学研究費助成金を獲得するための申請方法等の説明会を実施する。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、静岡県や地域産業との連携しながら、学際的研究事業に取り組む。

〈数値目標〉

外部資金

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・獲得金額 | 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持 |
| ・獲得件数 | 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持 |

(No.51)

- ・年度の資金運用方針に基づき情報収集に努め、引き続き資金の安全かつ効率的な運用を図る。

(No.75)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務局組織の改編に伴い事務内容の点検を行うことにより事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上につながる事業に対して、計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・予算執行状況の把握に努め、事務内容の見直しによる時間外勤務の削減を図るほか、光熱水費や事務的経費の節約を引き続き実施する。

〈数値目標〉

管理的経費の削減率 (※) 前年度決算比で1%の削減 (年度)
(前年度管理的経費－当年度管理的経費) / 前年度管理的経費

※ 管理的経費…財務諸表における一般管理費のうち、租税公課や減価償却費、修繕費等の義務的な経費は除く。

(No.76)

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・大・中規模修繕計画に基づき、空調換気設備改修、配電設備更新等を行う。
- ・衛生環境の改善を図るため、昨年度に引き続き国際関係学部、経営情報学部、薬学部各棟の乾式化、洋便器化等を実施する。
- ・大学運営に支障をきたさないよう、定期点検を着実に実施する。

(No.77)

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・令和5年度の認証評価受審に向け、大学質保証委員会、短期大学部質保証委員会を中心に点検・評価報告書の作成に取り組む。
- ・静岡県公立大学法人評価委員会による評価を受審するとともに、令和3事業年度の業務実績に関する評価結果を踏まえた業務改善に、各項目記載のとおり取り組む。

(No.78)

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教職員を対象に、情報公開・個人情報の保護に関する周知を引き続き行い、情報の適正な取扱いを図る。
- ・学生の目線を取り入れた広報物等の作成・情報発信や県外で開催される進学相談会等において本学の魅力をPRするとともに、引き続き、大学ホームページや公式SNSのほか、進学情報サイトを積極的に活用し、教育研究活動や地域貢献活動に関する情報などを動画も活用しながら積極的に発信する。
- ・教職員の広報意識を高めるため、広報研修会を実施する。

(No.79)

Ⅳ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・学生・教職員の健康診断を実施するとともに、健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・学内における感染症対策のため、引き続き、感染症管理対策委員会において感染症予防対策を強化する。
- ・研究室の作業環境測定や巡視における外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備を行う。
- ・安全衛生講習会の実施や、危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」を周知するなど、学内の安全衛生に対する意識を高める。
- ・実験廃液及び感染性廃棄物の適切な処分を実施する。

(No.80)

- ・自衛消防訓練の実施のほか、全学防災訓練（県立大学・短期大学部）を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。
- ・防災マニュアルの見直しを行うとともに、学生・教職員に周知し、防災に対する意識の向上を図る。
- ・事業継続計画の新型コロナウイルス感染対策や地震被害以外の災害からの復旧手順に関する

る見直しを行うとともに、教職員への周知を図る。

- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。
- ・関係機関（警察、消防、弁護士会）との連携や、大学周辺のアパート等管理者との情報交換等を行い、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。

(No.81)

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・学外相談員や各部局に配置する教職員の相談員等によるハラスメントに関する相談窓口体制を引き続き確保するとともに、学生に対するリーフレットの配布やハラスメント相談窓口の周知、ニュースレターの発行等により、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。
- ・教職員採用時にハラスメント研修を実施するとともに、教職員を対象に実施する部局ごとのハラスメント研修会の広報を強化し、欠席者に対しては当日の研修内容の録画を視聴させるなど、引き続き全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。
- ・より相談しやすい体制の確保、専門的知見の導入の観点から、ハラスメント相談や発生事案の検証における外部資源の活用の方策について、引き続き検討する。

(No.82)

- ・ジェンダー・マイノリティに関する全学共通科目を継続実施する。
- ・セクシュアル・マイノリティに関する本学における啓発推進方法を検討する。
- ・ワーク・ライフ・バランス実現の推進に向けて多目的保育支援施設の活用を図り、学生シッターなど研究支援員制度の本学における実施方法を検討する。
- ・教職員に対し、働き方改革への対応や育児・介護休業等の取得のための周知を行い、ワーク・ライフ・バランスの取組を更に推進する。

(No.83)

- ・環境負荷低減を図るため、教職員、学生等への消灯奨励、冷暖房の節減、書類の削減、古紙の処理方法の改善などのリサイクルの推進等を行う。
- ・機器更新に合わせて省エネ性能の高い機器を導入する。

(No.84)

V その他の記載事項

- 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	231	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	
創薬探索センター研究機器	50	
衛生環境改善事業	108	

(2) 人事に関する計画

- ・ 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

令和4年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,589
施設整備費補助金	439
自己収入	2,115
授業料収入及び入学金検定料収入	2,047
雑収入	68
受託研究等収入及び寄附金収入等	936
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	188
計	8,267
支出	
業務費	6,892
教育研究経費	5,112
一般管理費	1,780
施設整備費	439
受託研究等経費及び寄附金事業費等	936
長期借入金償還金	0
計	8,267

収支計画

令和4年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,728
經常費用	7,728
業務費	6,693
教育研究経費	1,707
受託研究等経費	756
人件費	4,230
一般管理費	867
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	168
臨時損失	0
収入の部	7,728
經常利益	7,728
運営費交付金	4,589
授業料収益	1,740
入学金収益	181
検定料等収益	58
受託研究等収益	756
寄附金収益	168
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	68
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返物品受贈額戻入	28
資産見返寄附金戻入	54
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

令和4年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,994
業務活動による支出	7,748
投資活動による支出	519
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	727
資金収入	8,994
業務活動による収入	7,640
運営費交付金による収入	4,589
授業料及び入学金検定料による収入	2,047
受託研究等収入	756
寄附金収入	180
補助金収入	0
その他の収入	68
投資活動による収入	439
施設費による収入	439
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	915